

第1号議案 豊橋渥美都市計画区域区分の変更について

変更する内容及び関連する事項	変更する理由
田原赤羽根地区	土地区画整理事業により良好な市街地を整備することが可能となったことから、住居系建築物を誘導する将来の土地利用計画を実現するために市街化区域に編入するものである。

市街化区域編入地区数及び面積表
(豊橋渥美都市計画)

市町村名	変更前 市街化 区域面積 (ha)	変更後 市街化 区域面積 (ha)	増減	編入	除外	変更箇所の内訳 地区名 < 変更面積 >
			面積 (ha)	箇所数 (箇所)	箇所数 (箇所)	
田原市	約1,618	約1,621	約 3	1		田原赤羽根 < 2.6ha >

第2号議案 岡崎都市計画用途地域の変更について

変更する内容及び関連する事項				変更する理由																																																																							
<p>岡崎蓑川南部地区</p> <p>(1) 土地区画整理事業の進捗に係る地域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>容積率</th> <th>建ぺい率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>1 中高</td> <td>150%</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>1 中高</td> <td>200%</td> <td>60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 道路線形の変更にかかる地域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>容積率</th> <th>建ぺい率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>1 中高</td> <td>150%</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>1 住</td> <td>200%</td> <td>60%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>容積率</th> <th>建ぺい率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>1 住</td> <td>200%</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>1 中高</td> <td>200%</td> <td>60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>表中の略称は次のとおり 1 中高：第一種中高層住居専用地域 1 住：第一種住居地域</p> <p>用途地域面積増減表 (変更のある用途地域のみを記載) (岡崎都市計画)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>建築物の容積率</th> <th>建築物の建ぺい率</th> <th>外壁の後退距離の限度</th> <th>建築物の敷地面積の最低限度</th> <th>建築物の高さの限度</th> <th>増減</th> <th>変更後面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種中高層住居専用地域</td> <td>15/10 以下</td> <td>6/10 以下</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約 -11ha</td> <td>約 99ha</td> </tr> <tr> <td>第一種中高層住居専用地域</td> <td>20/10 以下</td> <td>6/10 以下</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約 11ha</td> <td>約 818ha</td> </tr> <tr> <td>第一種住居地域</td> <td>20/10 以下</td> <td>6/10 以下</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約 0ha</td> <td>約 2,065ha</td> </tr> </tbody> </table>					種類	容積率	建ぺい率	変更前	1 中高	150%	60%	変更後	1 中高	200%	60%		種類	容積率	建ぺい率	変更前	1 中高	150%	60%	変更後	1 住	200%	60%		種類	容積率	建ぺい率	変更前	1 住	200%	60%	変更後	1 中高	200%	60%	種類	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	増減	変更後面積	第一種中高層住居専用地域	15/10 以下	6/10 以下	-	-	-	約 -11ha	約 99ha	第一種中高層住居専用地域	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	約 11ha	約 818ha	第一種住居地域	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	約 0ha	約 2,065ha	<p>岡崎蓑川南部土地区画整理事業を施行中の区域の一部について、効率的な宅地利用と良好な住環境の形成を図るため、事業の進捗に伴い第一種中高層住居専用地域の容積率を 150%から 200%に変更するものである。</p> <p>また、用途地域の境界となっている道路線形が変更される部分は、第一種中高層住居専用地域(容積率 150%、建ぺい率 60%)を第一種住居地域(容積率 200%、建ぺい率 60%)に、第一種住居地域(容積率 200%、建ぺい率 60%)を第一種中高層住居専用地域(容積率 200%、建ぺい率 60%)にそれぞれ変更するものである。</p>			
	種類	容積率	建ぺい率																																																																								
変更前	1 中高	150%	60%																																																																								
変更後	1 中高	200%	60%																																																																								
	種類	容積率	建ぺい率																																																																								
変更前	1 中高	150%	60%																																																																								
変更後	1 住	200%	60%																																																																								
	種類	容積率	建ぺい率																																																																								
変更前	1 住	200%	60%																																																																								
変更後	1 中高	200%	60%																																																																								
種類	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	増減	変更後面積																																																																				
第一種中高層住居専用地域	15/10 以下	6/10 以下	-	-	-	約 -11ha	約 99ha																																																																				
第一種中高層住居専用地域	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	約 11ha	約 818ha																																																																				
第一種住居地域	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	約 0ha	約 2,065ha																																																																				

第3号議案 尾張西部都市計画道路の変更について

変更する内容及び関連する事項	変更する理由																								
<p>3・4・3号濃尾大橋線</p> <ul style="list-style-type: none"> 幹線街路との交差箇所数 <table border="1" data-bbox="236 394 769 497"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平面交差</td> <td>25箇所</td> <td>24箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>3・5・7号奥末広線</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅員の変更 <p>変更延長 約160m</p> <table border="1" data-bbox="236 689 769 792"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交差点部幅員</td> <td>16.75m</td> <td>12m</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 幹線街路との交差箇所数 <table border="1" data-bbox="236 842 769 945"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平面交差</td> <td>13箇所</td> <td>12箇所</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 車線数の変更 <p>変更延長 約320m</p> <table border="1" data-bbox="236 1039 769 1142"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車線数</td> <td>4車線</td> <td>2車線</td> </tr> </tbody> </table>		変更前	変更後	平面交差	25箇所	24箇所		変更前	変更後	交差点部幅員	16.75m	12m		変更前	変更後	平面交差	13箇所	12箇所		変更前	変更後	車線数	4車線	2車線	<p>社会情勢の変化に伴う都市計画道路の見直しを行い、一宮市決定木曾川馬引線（今回の変更で内割田線に名称変更予定）の一部区間の廃止に伴い、当該路線と交差する計画であった濃尾大橋線、奥末広線、北尾張中央道の幅員及び「幹線街路との交差箇所数」を変更し、奥末広線の一部区間の車線数を変更するものである。</p>
	変更前	変更後																							
平面交差	25箇所	24箇所																							
	変更前	変更後																							
交差点部幅員	16.75m	12m																							
	変更前	変更後																							
平面交差	13箇所	12箇所																							
	変更前	変更後																							
車線数	4車線	2車線																							
<p>3・3・11号北尾張中央道</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅員の変更 <p>変更延長 約130m</p> <table border="1" data-bbox="236 1335 769 1438"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交差点部幅員</td> <td>25m</td> <td>23m</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 幹線街路との交差箇所数 <table border="1" data-bbox="236 1487 769 1590"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平面交差</td> <td>14箇所</td> <td>13箇所</td> </tr> </tbody> </table>		変更前	変更後	交差点部幅員	25m	23m		変更前	変更後	平面交差	14箇所	13箇所													
	変更前	変更後																							
交差点部幅員	25m	23m																							
	変更前	変更後																							
平面交差	14箇所	13箇所																							
<p>3・5・8号光明寺二ツ屋線</p> <ul style="list-style-type: none"> 幹線街路との交差箇所数 <table border="1" data-bbox="236 1724 769 1827"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平面交差</td> <td>11箇所</td> <td>10箇所</td> </tr> </tbody> </table>		変更前	変更後	平面交差	11箇所	10箇所	<p>社会情勢の変化に伴う都市計画道路の見直しを行い、一宮市決定今伊勢北方線の一部区間の廃止に伴い、当該路線と交差する計画であった光明寺二ツ屋線の「幹線街路との交差箇所数」を変更するものである。</p>																		
	変更前	変更後																							
平面交差	11箇所	10箇所																							

3・4・13号萩原多気線

・幅員の変更

変更延長 約240m

	変更前	変更後
交差点部幅員	16.75m	15m

社会情勢の変化に伴う都市計画道路の見直しを行い、萩原多気線の交差点部の幅員を変更するものである。

第4号議案 名古屋都市計画下水道の変更について

変更する内容及び関連する事項			変更する理由	
下水道の名称の変更			<p>広域的見地から都市施設の効率的な運用を図るため、新川東部流域下水道及び新川西部流域下水道を合わせ、新川流域下水道とする。</p> <p>また、新川西部放流幹線において、現地の状況に合わせて管渠ルートの一部変更を行う。</p> <p>あわせて、下水管渠の都市計画については、1,000ha以上の処理区域を担う管渠を都市計画に定めることが望ましいとする都市計画運用指針に基づき、既決定の下水管渠のうち、処理区域が1,000ha未滿の幹線管渠について削除する。</p>	
前	新川東部流域下水道 新川西部流域下水道			
後	新川流域下水道			
下水管渠の変更				
内訳	位 置			
	起 点	終 点		
西春中央 幹線	前	北名古屋市 九之坪五反地		北名古屋市 宇福寺長田地
	後	北名古屋市 九之坪五反地		北名古屋市 九之坪元田地
西春北部 幹線	前	北名古屋市 西之保清水田		北名古屋市 徳重花ノ木田
	後	-		-
師勝中央 幹線	前	北名古屋市 九之坪元田	北名古屋市 鹿田清水	
	後	-	-	
師勝東部 幹線	前	北名古屋市 久地野戌亥	西春日井郡 豊山町大字 青山字東栄	
	後	-	-	
豊山中央 幹線	前	北名古屋市 九之坪東ノ川	西春日井郡 豊山町大字 豊場字中之町	
	後	-	-	

第5号議案 東海市における特殊建築物の敷地の位置について

内容及び関連する事項	理 由																				
<p>1 申請者 住所 東海市加木屋町白拍子 90 番地の 2 氏名 株式会社 伊藤商店 代表取締役 伊藤 章</p> <p>2 名称 (仮称) 伊藤商店 再生骨材プラント</p> <p>3 位置 東海市加木屋町社山 16-18, 16-20, 16-23, 38-11</p> <p>4 敷地面積 4,263.47 m²</p> <p>5 参考</p> <p>(1) 建築物</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">建 物</th> <th style="width: 15%;">構 造 階 数</th> <th style="width: 20%;">建 築 面 積</th> <th style="width: 50%;">延 べ 面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">機器上屋</td> <td style="text-align: center;">鉄骨造 平屋建</td> <td style="text-align: center;">1,417.99 m²</td> <td style="text-align: center;">1,417.99 m²</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事務所</td> <td style="text-align: center;">鉄骨造 平屋建</td> <td style="text-align: center;">17.45 m²</td> <td style="text-align: center;">17.45 m²</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">便所</td> <td style="text-align: center;">鉄骨造 平屋建</td> <td style="text-align: center;">1.92 m²</td> <td style="text-align: center;">1.92 m²</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1,437.36 m²</td> <td style="text-align: center;">1,437.36 m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 処理能力 がれき類の破碎 640.0 t/日</p>	建 物	構 造 階 数	建 築 面 積	延 べ 面 積	機器上屋	鉄骨造 平屋建	1,417.99 m ²	1,417.99 m ²	事務所	鉄骨造 平屋建	17.45 m ²	17.45 m ²	便所	鉄骨造 平屋建	1.92 m ²	1.92 m ²	合計		1,437.36 m ²	1,437.36 m ²	<p>申請者は、平成15年6月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けて東海市内において産業廃棄物の処理業を行っている。</p> <p>今回、事業内容の拡大を図るため申請地に産業廃棄物処理施設であるがれき類の破碎施設を計画するものである。</p> <p>なお、公害対策には万全を期するとともに敷地内の緑化に努め、環境には十分配慮するよう計画している。</p>
建 物	構 造 階 数	建 築 面 積	延 べ 面 積																		
機器上屋	鉄骨造 平屋建	1,417.99 m ²	1,417.99 m ²																		
事務所	鉄骨造 平屋建	17.45 m ²	17.45 m ²																		
便所	鉄骨造 平屋建	1.92 m ²	1.92 m ²																		
合計		1,437.36 m ²	1,437.36 m ²																		

第6号議案 豊田市における特殊建築物の敷地の位置について

内容及び関連する事項	理由																				
<p>1 申請者 住所 豊田市朝日町二丁目 15 番地 氏名 有限会社ワコー商事 取締役 山本 康浩</p> <p>2 名称 ワコー商事本社工場</p> <p>3 位置 豊田市御船町山ノ神 56 番 119、56 番 121</p> <p>4 敷地面積 3,108.36㎡</p> <p>5 参考 (1)建築物</p> <table border="1" data-bbox="188 994 874 1424"> <thead> <tr> <th>建物</th> <th>構造階数</th> <th>建築面積</th> <th>延べ面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場</td> <td>鉄骨造平屋建</td> <td>1,457.50㎡</td> <td>1,404.50㎡</td> </tr> <tr> <td>事務所</td> <td>鉄骨造2階建</td> <td>40.43㎡</td> <td>80.86㎡</td> </tr> <tr> <td>倉庫</td> <td>鉄骨造平屋建</td> <td>49.00㎡</td> <td>49.00㎡</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>1,546.93㎡</td> <td>1,534.36㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)処理能力 廃プラスチック類の破砕 5.68t/日 木くずの破砕 6.84t/日</p>	建物	構造階数	建築面積	延べ面積	工場	鉄骨造平屋建	1,457.50㎡	1,404.50㎡	事務所	鉄骨造2階建	40.43㎡	80.86㎡	倉庫	鉄骨造平屋建	49.00㎡	49.00㎡	合計		1,546.93㎡	1,534.36㎡	<p>申請者は、平成12年12月より豊田市西広瀬町において、廃プラスチック類等の産業廃棄物の中間処理業を営んでいる。</p> <p>今回、近年の産業廃棄物の再資源化を推進する動きに対応して事業内容を拡大するため、申請地に新たに廃プラスチック類及び木くずの破砕施設を設置することとしたところ、処理能力が5t/日を超えることから、建築基準法第51条ただし書許可が必要となったものである。</p> <p>なお、公害対策には万全を期するとともに敷地内の緑化に努め、環境には十分配慮するよう計画している。</p>
建物	構造階数	建築面積	延べ面積																		
工場	鉄骨造平屋建	1,457.50㎡	1,404.50㎡																		
事務所	鉄骨造2階建	40.43㎡	80.86㎡																		
倉庫	鉄骨造平屋建	49.00㎡	49.00㎡																		
合計		1,546.93㎡	1,534.36㎡																		

第7号議案 衣浦東部都市計画事業安城南明治第二土地区画整理
事業の事業計画に対する意見書について

事業計画の概要	付議する理由
<p>1 事業名 衣浦東部都市計画事業 安城南明治第二土地区画整理事業</p> <p>2 施行者 安城市</p> <p>3 施行面積 約 3.28ha</p> <p>4 施行予定期間 平成 21 年度～平成 30 年度</p> <p>5 平均減歩率 22.43% (18.02%)</p> <p>6 総事業費 約 48 億円</p> <p>()内の数値は、減価補償金で用地を取得した場合の平均減歩率</p>	<p>平成 15 年 4 月 4 日に都市計画決定された本土地区画整理事業の事業計画について平成 20 年 11 月 4 日から 11 月 17 日までの間、公衆の縦覧に供したところ、11 通 11 名の方々から意見書の提出があったので、土地区画整理法第 55 条第 3 項に基づき意見書を付議するものである。</p> <p>土地区画整理法 (事業計画の決定) 第 55 条第 1 項～第 3 項</p> <p>市町村は、事業計画を定めようとする場合は、事業計画を 2 週間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>利害関係者はこの事業計画に意見があるときは、都道府県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>都道府県知事は意見書の提出があったときは、これを都道府県都市計画審議会に付議しなければならない。</p>